

1. 議事日程

(平成20年第2回安芸高田市議会6月定例会 第1日目)

平成20年6月2日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 施政方針
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 同意第6号 安芸高田市監査委員の選任の同意について
- 日程第8 同意第7号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
- 日程第9 承認第1号 専決処分した事件の承認について
- 【平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)】**
- 日程第10 承認第2号 専決処分した事件の承認について
- 【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】**
- 日程第11 承認第3号 専決処分した事件の承認について
- 【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】**
- 日程第12 承認第4号 専決処分した事件の承認について
- 【平成20年度安芸高田市老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)】**
- 日程第13 議案第83号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第84号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第85号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 6 議案第 86 号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 87 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 1 8 議案第 88 号 財産の無償貸付について
- 日程第 1 9 議案第 89 号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 69 号 平成 20 年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第 2 1 議案第 70 号 平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 71 号 平成 20 年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 72 号 平成 20 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 73 号 平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 74 号 平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 75 号 平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 76 号 平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- 日程第 2 8 議案第 77 号 平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 78 号 平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 79 号 平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別
会計予算
- 日程第 3 1 議案第 80 号 平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 81 号 平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 82 号 平成 20 年度安芸高田市水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1 番	山 根 温 子	2 番	宍 戸 邦 夫
3 番	明 木 一 悦	4 番	秋 田 雅 朝
5 番	田 中 常 洋	6 番	加 藤 英 伸
7 番	川 角 一 郎	8 番	塚 本 近
9 番	赤 川 三 郎	10 番	松 村 ユ キ ミ

11番	藤井昌之	12番	青原敏治
13番	金行哲昭	14番	杉原洋
15番	入本和男	16番	山本三郎
17番	今村義照	18番	玉川祐光
19番	岡田正信	20番	亀岡等
21番	渡辺義則	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番	赤川三郎	10番	松村ユキミ
----	------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	田丸孝二	市民生活部長	廣政克行
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	地域経済推進部長	清水盤
消防長	竹川信明	消防本部次長 兼総務課長	広政康洋
会計管理者	立田昭男	福祉事務所長兼 社会福祉課長	重本邦明
八千代支所長	楨原秀克	美土里支所長	高杉和義
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壮
向原支所長	南部政美	総務課長	沖野文雄

行政経営課長	武岡隆文	政策企画課長	竹本峰昭
税務課長	山本和博	保健医療課長	久保ヒトミ
教育長	佐藤勝	教育次長	益田博志
教育参事	永井初男		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	光下正則	議事調査 GL	児玉竹丸
書記	倉田英治		



午前 10時00分 開会

○松浦議長

ただいまの出席議員は、22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。

事務局長 光下正則君。

○光下事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長、教育委員長並びに代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、監査委員より平成20年3月分・4月分・5月分の例月出納検査結果の報告がありました。

第3点、市長より平成19年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費にかかる繰越計算書についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○松浦議長

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番 赤川三郎君、10番 松村ユキミさんを指名いたします。



日程第2 会期の決定

○松浦議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 杉原洋君の報告を求めます。

○杉原議会運営委員長

平成20年第2回定例会の運営につきまして、去る5月26日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月27日までの26日間といたしました。議事の都合により、6月3日から4日まで、及び6月11日から6月26日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問3件、同意2件、承認4件、議案21件、計30件でございます。

議案審議についてでございますが、議案第83号から議案第89号までについては、お手元の付託表のとおり、それぞれ各所管ごとに一括して上程し、提案理由の説明の後、一括して質疑を受け、各常任委員

会に付託することといたしました。

議案第 69 号から議案第 82 号までの、平成 20 年度一般会計予算案ほか特別会計予算案等、計 14 件の予算案については、一括して上程の後、一括質疑を受け、その後議長を除く 21 名で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

また、国民健康保険税条例の一部改正条例案が整えば、上程される予定となっております。この件も、上程されれば、提案理由、質疑の後、文教厚生常任委員会へ付託いたします。その他、諮問 3 件、同意 2 件及び承認 4 件の計 9 件については、付託を省略することといたしました。

予算審査特別委員会の審査は、6 月 24 日までに終了するよう運営方よろしくお願いいたします。一般質問の取り扱いについては、本日正午の締め切りとし、本会議終了後改めて委員会を招集いたし協議いたします。

さらに、第 2 庁舎・文化保健福祉施設建設調査特別委員長及び吉田少年自然の家調査特別委員長より、最終日に委員長報告がなされます。

なお、各種要望書等については、各委員会において審査の上、採択となりましたら最終日に発議案として提案されますこと、あわせて申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○松 浦 議 長

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は 26 日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は 26 日間と決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 3 施政方針

○松 浦 議 長

日程第 3、施政方針。

ここで、市長の施政方針の表明を受けます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

おはようございます。

本日、平成 20 年第 2 回定例会が開催されるにあたり、これからの市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

旧高田郡 6 町が合併し、安芸高田市が誕生して満 4 年余りが経過いたしました。この 4 年間は、一つの自治体としての安芸高田市を築き上げるための苦難多き時期であったと思います。児玉更太郎 初代市長を初めとする執行部や市議会議員の皆様方には、大変なご苦労があったものと存じ、心より敬意と感謝を捧げる次第でございます。

私は、この 4 年間の貴い歩みをしっかりと受け止め、かつ、それを

点検しながら、第2のステージに踏み出した安芸高田市のさらなる発展のため、一步一步着実に市政を進めてまいりたいと考えております。その責務は、極めて重く、かつ、大なるものがありますが、全身全霊を傾けて、これに取り組んでまいる所存でございます。

今後の市政を担うにあたりまして、私は次のような課題について積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

まず、私にとりまして、この4年間は各地域を精力的に回ることで、地域の市民の生の声を聞く大切な機会となりました。

市民一人ひとりの声をお聞きするなかで、真に必要な行政課題について、認識できた貴重な時期でもありました。

今後は、市民一人ひとりの声が行政に響くよう、皆さんとともに汗を流しながら安芸高田市の発展のため、行政サービスの充実に向けて、一身を投げ打って取り組む覚悟でございます。

ご承知のとおり、国の三位一体改革による交付税や各種補助金削減により、地方自治体はかつてない転換期を迎えております。

本市といたしましても、地方交付税を含めた税源の地域間格差に対して、その是正を強く要望してまいりますが、直ちに国や県からの抜本的な財源手当てを見込むことは極めて厳しい現状でございます。

そのためにも、現在、進めております行財政改革をさらに推進するとともに、合併によるスケールメリットを生かした経費削減を推し進め、新たな財源の確保に努め、財政基盤の強化を図ってまいります。そして、その効果を直接市民の皆様に還元できるよう、最大限努めてまいりたいと思っております。

一方、過度に国や県に頼りすぎることをしないよう、現在の事務事業や補助金の見直しを進めるとともに、真に必要な市民サービスに資源を集中し、大きな負の遺産となる借入金を将来の子ども達に背負わせないためにも、足元を見据え、将来にわたっての健全な行財政運営に努めてまいりたいと思っております。

さて、本市の現状を見てみますと、現在、3万2千人余りの人口も新聞データでは、30年後には約2万人にまで減少すると言われており、しかも若者の占める割合がさらに減少し、高齢者を支える者が不足するなど、人口バランスが崩れて地域そのものの崩壊が起ろうとしております。

そのための対策は急速に講じる必要があります、また一番力を傾注しなければならぬ課題と認識しております。

まず、少子高齢化対策・定住促進対策の柱として、子育て支援、雇用対策に重点を置いた施策に取り組んでいくことが重要であると考えております。

とりわけ、少子化対策につきましては、子育てにかかる費用の軽減や子どもを安心して預けることのできる環境づくりについて、検討を進めてまいりたいと思っております。

学校教育に関しては、確かな学力向上支援に積極的に取り組み、安心できる教育環境の充実に努めたいと思っております。また、スポーツを振興し、青少年の健全育成を図ってまいりたいと思っております。

さらに、毛利元就を中心とする、安芸高田市の歴史の保存、文化活動の奨励、神楽を初めとする伝統文化・芸能の伝承を図ってまいります。これら歴史文化・芸能を深く理解する人材育成に努め、魅力ある安芸高田市を目指してまいりたいと思っております。

高齢化対策では、特に足腰の衰えで外出機会の少ない高齢者を中心においた交通体系の見直しを行い、通院や買い物等の利便性を確保するとともに、高齢者の生涯学習や社会参画の支援に努めてまいりたいと思っております。

雇用の場の確保と地域活性化対策といたしましては、まずは企業誘致に努めるとともに、既存の企業とも連携し、雇用拡大に向けた取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

また、地産地消をより一層推し進め、小規模農家と法人・認定農業者等、いわゆる担い手との役割分担を明確にした地域農業の振興を図ってまいりたいと思っております。

なお、今回の予算は、就任直後の十分な準備期間のない状況のもとで編成をしたものであり、私の政策目標に向けての施策の反映は不十分であります。政策一つひとつについて、課題ごとに効果を含めた見直しを各部署に既に指示をいたしておりますので、今後、精査が終わり次第、さらなる市民サービスの充実のために、補正予算または来年度予算等で計画的に対処してまいりたいと思っております。

今後は、時代潮流の荒波の中、急激な社会の成熟化、経済のグローバル化、分権改革に対応できる行政運営が重要と考えます。

現在の自治体を取り巻く環境は厳しいものではございますが、議員各位のお力添えをいただきながら、本市の将来像でもあります「人輝く・安芸高田」を目標に、夢と希望の持てる「安心して暮らせるまちづくり」の構築を目指してまいりたいと思っておりますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、今回提案をいたしました平成20年度本予算の編成方針についてご説明申し上げます。

平成20年度の各会計の予算は、既に平成20年第1回定例会において、暫定予算として編成・議決されておりますので、今回は留保されておりました投資的事業やその他の政策的経費について、新年度の早い時期に議決を得る必要のあるものを中心に本予算を編成することといたしました。

その編成にあたりましては、現状における実質公債費比率が17.9%であることなど、極めて厳しい財政状況を十分勘案し、特に、防災・安全上緊急を要する事業、住民生活に直結する喫緊の基盤整備事業、少子化対策、高齢者・障害者等に対する事業、定住対策などを重点に、



財政健全化計画に掲げる今後の財政収支見通しを踏まえ、厳しい選択を通じて真に必要な事業について、予算編成を行いました。

その結果、平成 20 年度予算規模は、一般会計 189 億 8,000 万円、特別会計は合計 112 億 282 万 4 千円、地方公営企業法適用の水道事業会計は、第 3 条予算及び第 4 条予算合計で 7 億 4,280 万 1 千円となりました。

一般会計の減につきましては、第 2 庁舎・総合文化保健福祉施設整備事業と少年自然の家整備事業の終了及び過年度災害復旧事業費の減少が主な要因であります。

また、特別会計の減につきましては、老人保健制度の後期高齢者医療制度への移行に伴う老人保健特別会計の大幅な事業費縮減が主な要因と考えております。

また、水道事業会計につきましては、甲立浄水場移転事業の事業量の増加が主な要因であります。

平成 20 年度予算編成につきましては、以上、ご説明申し上げましたとおりですが、合併特例加算措置終了後の普通交付税の推移を考えますと非常に厳しい状況が見込まれ、とりわけ、平成 22 年度に借入地方債が償還のピークを迎えることから、財政状況が最も厳しい今後の 5 年間に乗り切るためには、さらに行財政改革の徹底を図るとともに、公共施設等の統廃合等も視野に入れた行政のスリム化を図る必要があると考えております。

議員各位を初め、市民の皆さま方のご理解とご協力を切にお願いしたいと存じます。

続きまして、施策の大要を安芸高田市総合計画に掲げる施策の体系に沿って、ご説明申し上げます。

まず、快適で賑わいのあるまちづくりについてでございますが、懸案でありました市役所第 2 庁舎・総合文化保健福祉施設につきましては、昨年 11 月に竣工いたし、この間、分散しておりました市役所機能が集約化されたことにより、市民の利便性は一段と向上したものと考えております。

今後、より一層サービス向上のため、市民に信頼され、親しまれる市役所を目指してまいります。

とりわけ、高齢者、障害者の方における各種申請手続きにつきましては、よりきめ細やかな対応をしてまいりたいと思っております。また、窓口サービス業務の開放拡大や迅速に対応できる体制等につきましては、今後、組織機構の見直しも含め、総合的に検討を行ってまいります。

支所の活性化と有効活用につきましては、昨年度行いました市民公聴会の意見等を踏まえ、総合的な利活用計画を定めるなかで、本年度より計画的に改修等に努めてまいります。

次に、早期完成を目指しております地域高規格道路「東広島高田道路」につきましては、昨年度より用地買収、建物移転補償に着手して

おりますが、今年度におきましても、引き続き、県と一体となって用地補償、用地測量等を行ってまいります。

また、交通渋滞緩和のための「国道 54 号可部バイパス」や「主要地方道吉田豊栄線向原バイパス」、交通安全対策としての「国道 54 号佐々井工区、下根工区」及び「主要地方道吉田邑南線」の歩道改築事業などにつきましても、取り組みの強化を図ってまいりたいと思います。

県道の移譲路線につきましても、4 路線の改良事業と 20 路線の維持補修等により、市内幹線道路の改良・維持に努めてまいります。

次に、公共交通体系の整備につきましては、今後、少子高齢化が一段と進展することを踏まえ、路線バス・鉄道・乗合タクシー・スクールバスなどの地域公共交通網の整備を総合的、かつ一体的に推進するため、安芸高田市公共交通協議会を立ち上げ、デマンド型タクシーによるドア・ツー・ドアの検討など、地域公共交通活性化・再生総合事業に本年度、新規に取り組むこととしております。

次に、情報基盤の整備につきましては、2011 年 7 月より、地上波デジタル放送が本格的に開始されることから、市内の難視聴地域を中心に可視エリア調査を実施するとともに、地元所有のテレビ共聴施設の改修のための支援を行ってまいります。

また、情報公開と市政参画をより一層推進するため、議会審議の様子などを画像として各家庭に提供できるシステムについても、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、安心・安全なまちづくりの推進について、でございますが、一昨年の平成 18 年 9 月に発生した台風 13 号に伴う集中豪雨は、昭和 47 年以来の大洪水となり、河川、道路、農地等々に甚大な被害をもたらしましたが、その災害復旧にあたっては、国・県においても迅速、かつ集中的に取り組んでいただいたことにより、現在は大部分が復旧したところでございます。

とりわけ、治水対策の強化のため、江の川関連の整備につきましては、国において、昨年度に引き続き、古市柿原地区を、本年度からは、甲田町下甲立地区について築堤工事が予定されております。また、本市におきましても、向原町大迫川改修事業に本年度より着手したいと考えております。

今後、より一層国及び県と連携し、河川の安全度を高めるための事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

一方、ソフト面における事業推進も重要と考えます。特に災害時における避難路の確保や避難場所については、常日ごろから市民への周知が必要です。このため、本年度、市内 58 ヶ所の避難場所すべてに避難場所を示す看板を設置することとしました。

また、あわせて地域における防災意識の高揚のため、引き続き、地域振興会等と連携して、自主防災組織の設立を支援するとともに、防災図上訓練等も実施してまいりたいと考えております。

市民の生命と財産を守る消防・防災体制につきましては、市民の信頼にこたえとともに、消防力の強化を図るため、本年度、消防本部に化学消防ポンプ車を新規配備するとともに、老朽化した消防団車両を初め、防災行政無線や防火水槽、消防機材等についても、計画的に整備・更新してまいりたいと思います。

防犯対策につきましては、市民が安全で安心して暮らせるよう、安芸高田警察署、安芸高田市防犯連合会及び地域振興会等と連携し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、交通安全対策につきましても、交通事故ゼロを目指した施策を推進してまいりたいと思います。

上水道の整備につきましては、八千代地区及び甲田町高地長屋地区の簡易水道整備事業を継続して実施します。また、懸案の美土里町横田地区につきましては、本年度、簡易水道創設認可に向けた、認可設計業務等に着手いたします。

公営企業法適用の上水道事業につきましては、本年度も一級河川本村川河川改修事業に伴う甲立浄水場移転事業を継続して実施してまいりたいと思います。

下水道事業におきましては、水洗化率の向上に向け、引き続き、吉田公共下水道、八千代及び甲田特定環境保全公共下水道事業を継続実施してまいります。

下水道の整備区域外の地域につきましては、浄化槽整備事業による小型合併処理浄化槽の設置を促進してまいります。

また、施設の老朽化と処理能力に限界をきたしております、し尿処理施設「安芸高田清流園」につきましては、平成 22 年度までに施設の全面改築を目指し、今年度より本格的な施設建設工事に着手したいと思っております。

市営住宅につきましては、定住施策に重点を置き、高宮町田草地区に若者定住促進のための賃貸住宅を、昨年度に続き 3 棟 3 戸建設を予定しております。また、向原町小丸子住宅跡地については、若者向け住宅用地として再整備を行ってまいります。

懸案の葬斎場につきましては、火葬棟に必要最小限の葬斎棟を加えたものとし、建設費をできるだけ少なくする方向で検討しております。地元のご理解が得られましたら、今後、環境調査、用地測量調査等に着手したいと考えております。

次に、心豊かで創造性に富んだまちづくりについて、でございます。現在、それぞれの地域振興会において、多様な取り組みを積極的に行っていただいております。市民と行政とがお互いに汗を流し、協働のまちづくりを推進するためにも、今後も引き続き地域振興会活動を支援してまいります。また、本市と包括協定を締結しております県立広島大学と連携し、地域課題の解決と住みよいまちづくりを目指す取り組みを推進してまいります。

次に、男女共同参画の推進につきましては、社会のあらゆる分野に

において、男性と女性がともに参画する機会を確保していくことが重要と考えます。とりわけ女性が参画しやすい環境づくりによる男女共同参画社会の実現に向け、行政職員等の意識改革を図るとともに、積極的に各種行政委員会等への女性参画を推進してまいります。また、条例化についても早急に検討をしてまいりたいと思っております。

青少年健全育成につきましては、安芸高田市民会議と連携し、青少年健全育成大会の開催など、次代を担う青少年が未来に夢と希望を持ち、心豊かにたくましく成長できるよう、家庭、学校、地域が一体となった取り組みを推進してまいります。

次に、生涯学習、学校教育の充実についてでございます。

今後、一層の少子・高齢化、核家族化の到来、国際化、情報化の進展が予測されます。これらの社会の変化に柔軟に対応し、将来を担うことのできる、人づくりが重要なことから、学校・家庭・地域の協力と連携を重視した、協育をキーワードに、「新教育戦略21」の年次実施計画としての「安芸高田かがやきプラン」を策定し、学校教育、生涯学習の充実と推進に努めてまいります。

学校教育においては、生きる力の育成を目標とする「新学習指導要領」が本年3月に告示されました。

今後一層、国際理解教育と外国語教育が重要視されるなか、保育所、幼稚園、小学校時代から国際理解を深め、とりわけ英語に慣れ親しむことができるよう、本年度は英語指導助手を5名配置し、国際化時代に対応した教育の充実を努めてまいります。

学校教育の重要な柱の一つにしている確かな学力の充実では、今年度はモデル的に、小学校の3・4年生を対象に、3校にそれぞれ1名の学習補助員を配置し、個に応じたきめ細かな指導支援や補充的な指導、家庭学習の基盤づくりを進めます。

また、都市化、核家族化、地域の地縁的なつながりの希薄化により、家庭の教育力の低下が指摘されるなか、市内の小学校3校をモデルとして家庭教育支援員を配置し、さきに説明をいたしました、学習補助員との一体的な連携によって、きめ細やかに家庭教育や児童への支援を行い、学校教育への支援を行いたいと思っております。

また、読書量が多い子どもほど読解力が充実に、学力が高いという結果が報告されておりますことから、本年度より計画的に、小中学校の学校図書館の蔵書整備に努めてまいります。

また、市内の小中学校の校舎は老朽化が進んでおり、耐震危険度の高い校舎について、早急に耐震改修の取り組みができるよう調査・設計等を進めてまいりたいと思っております。

生涯学習においては、安芸高田少年自然の家がリニューアルオープンし、初めて1年間の直営運営になります。本年度は、県教委（広島県教育委員会）と連携し、意欲をはぐくむ自然体験事業を実施するなど、県内外の青少年活動や企業研修の利用にも門戸を広げ、青少年の

教育・健全育成、スポーツ交流、地域の振興などの事業を実施いたしますとともに、効率的な管理運営に努めてまいりたいと思います。

文化の振興については、クリスタルアーchioの完成を機会に、今後は市内の図書館や文化ホールを一体的、かつ効率的に管理運営してまいります。

なお、図書館では図書検索システムの老朽化が進み、運用に不都合が発生するなど更新時期が到来しておりますことから、新たなシステムを導入し、事務の効率化と安定したサービスの向上に努めてまいりたいと思います。

また、本市には、神楽を初めとする数多くの伝統芸能があり、様々な団体やグループによって傳承されておりますことから、市内のホールや生涯学習施設と連携し、伝統芸能の発表や優れた芸術文化に触れあう機会の提供に努め、市民の文化活動の活性化を図ってまいりたいと思います。

また、吉田歴史民俗資料館の分館である甲田郷土館等の老朽化が激しいことから、市内に分散し収蔵しております歴史民俗資料を再度調査し、次年度以降、郷土の歴史民俗学習の貴重な資料の保存と活用に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、生涯スポーツの推進、スポーツイベントの充実、さらには体育施設の改修や管理運営の外部委託など、今後の基本計画を策定いたします。また、市民一人ひとりのライフ・ステージに応じた体力づくり・健康づくりの活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの育成支援やサッカー・カヌー・ハンドボールを初めとする、特色あるスポーツへの支援と各種スポーツの普及に努め、若者が集まり活力のあるまちづくりを推進します。

自動体外式除細動器（AED）につきましては、今年度、市内の小学校全校に設置し、次年度以降、計画的に生涯学習施設への配備を進めてまいります。

次に、人と環境にやさしいまちづくりについて、でございます。

人権施策の推進につきましては、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成のため、本市が制定しております、人権尊重のまちづくり条例を基本として、あらゆる人権問題の解決へ向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

保健・医療につきましては、後期高齢者医療制度の創設や特定健診・特定保健指導の義務化など、取り巻く環境は大きく変化しております。

これらの制度につきましては、今後、国の動向を注視しながら、市民の皆様に正確な情報をお伝えし、信頼感のある保健医療施策の推進に努めてまいりたいと思います。

また、近年、高齢化が一段と進展するなかで疾病構造も変化し、中年期以降の世代を中心に、肥満に起因する生活習慣病の発症が増加し

ております。このため、本市の健康づくりの指針であります「健康あきたかた 21」計画を、今後、より一層強力に推進し、市民の健康づくりを積極的に支援してまいります。

また、総合健診や人間ドックの受診を促進し、市民の健康管理の増進に努めてまいります。少子化対策の一環としての妊婦一般健診の公費助成につきましても、継続して支援したいと思っております。

地域医療体制の整備につきましては、安芸高田市医師会、歯科医師会並びに地域中核病院であります J A 吉田総合病院と相互連携を図り、救急医療や安心して質の高い地域医療提供体制の確立を目指してまいります。あわせて、医師不足解消についても、広島県や関係機関と連携し、対応してまいりたいと思っております。

障害者福祉の推進につきましては、障害者自立支援法に基づいた福祉施策を基本として、障害者の自立と社会参加の実現を目指し、必要な生活支援、福祉サービスを提供してまいります。

また、障害者のあらゆる相談に対応できるよう、障害者福祉相談員を本年度新たに設置するとともに、障害者福祉計画の見直しを行っていきたく思っております。

老人福祉サービスの提供につきましては、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき実施してまいります。本年度、この計画を見直すこととしております。計画の見直しに当たっては、予防福祉の概念を基底にとらまえて検討を行います。

また、外出支援サービスや配食サービスなどの在宅福祉サービスやお年寄りが気軽に参加できる、ふれあいサロン等の生きがい対策事業につきましても、充実を図りながら、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、地域振興会等と連携し、支援してまいります。

とりわけ、要介護者を抱え、ご苦勞いただいておりますご家族を支援するため、一時的ではございますが介護から解放される仕組みとして、家族介護者リフレッシュ事業を新設いたします。

高齢者の就労促進と社会参加等につきましては、安芸高田市シルバー人材センターと連携協力して支援してまいりたいと思っております。

また、市民文化センター 1 階に開設しております、地域包括支援センターにおきましては、特定高齢者や一般高齢者の方を対象とした介護予防事業や相談事業、権利擁護事業などの施策を総合的に実施いたします。また、要支援 1・2 と認定された方のケアプランの作成もあわせて行い、予防給付サービスの利用促進に努めてまいりたいと思っております。

子育て環境の充実につきましては、市民文化センター 1 階に開設しております、子育て支援センターを拠点として、家庭児童相談員による子育て総合相談等による助言・指導を通じ、児童虐待、家庭内暴力の予防、早期発見及び対応に努めてまいりたいと思っております。

幼児保育については、少子化対策、子育て支援対策の一環として、

低年齢児保育や延長保育などの保育サービスの充実に努めるとともに、必要時に子どもを一時的に預けるこのできるファミリーサポート事業の充実を図り、保護者の育児支援に努めます。

また、子育て費用の軽減など子育てがしやすい環境づくりにつきましては、今後、検討を行ってまいります。

放課後児童対策につきましては、引き続き、放課後児童クラブや子ども教室の運営を支援するとともに、利用児童の増加で対応しきれなくなった、吉田小学校の児童クラブについては、既存の空き教室を改修し、対応してまいりたいと思っております。

地球温暖化などによる深刻な地球環境問題の解決は、今や市民一人ひとりが身近な問題としてとらまえ、取り組んでいく必要があります。豊かな環境を後世に引き継いでいくためにも、積極的に環境保全活動の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

身近な取り組みとしては、ごみの減量化の推進、分別収集の徹底による資源ごみの回収率の向上、資源ごみ回収団体等への支援を引き続き行いたいと思っております。

次に多彩な生産と交流のまちづくりについて、でございます。

まず、農林水産業の振興でございますが、近年、国や県の農業政策の転換や産地間競争の激化、従事者の高齢化、後継者不足など、本市の農業を取り巻く環境は誠に厳しいものがあります。

こうした状況を踏まえ、集落営農の確立に向け、地域リーダーや担い手の育成支援を行うとともに、集落での話し合い活動を推進し、農業機械の共同利用等を促進してまいります。

また、集落型農業生産法人の設立を促進するとともに、既存の法人や認定農業者等の経営安定についても支援してまいりたいと思っております。

中山間地域等直接支払事業につきましては、集落単位や個別単位の協定により農地の荒廃防止や農地保全について、地域実態に即した取り組みをしていただいておりますが、制度を、より有効に活用していただけるよう、今後も引き続き支援をしてまいります。

また、昨年度に新設されました、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、中山間地域等直接支払事業で対応できない地域を本事業の対象とし、農地、農業用施設などの農村環境の保全活動への取り組みを支援することとしております。

今後もこれらの諸制度を活用しながら、本市独自の施策につきまして、広島北部農協など関係機関と連携して取り組んでまいります。

特色ある農産物の生産につきましては、ブランド米戦略展開事業として、売れる米づくりの推進を図ってまいります。

また、徹底した地産地消を推進するため、野菜の長期保管施設を整備し、安芸高田アグリフーズや市内の産直市などへの生産出荷体制の拡大強化を図るとともに、さらなる販路の拡大についても取り組んで

まいります。あわせて、新規就農者の掘り起こしと団塊世代の就農への誘導を働きかけるとともに、野菜生産者の拡大につなげるための就農塾は引き続き実施します。また、都市との交流や農業体験学習にもつながる取り組みを進めてまいりたいと思っております。

畜産の振興につきましても、和牛産地規模拡大推進事業や乳用牛群の改良推進事業などの支援も、引き続き実施してまいります。

農業の生産基盤整備でございますが、現在継続中の県営農道整備事業の中馬地区、川根地区、圃場整備事業の小原地区の早期完成を目指してまいります。新規採択の団体営深瀬地区につきましては、本年度より着手いたします。

また、市内土地改良区の健全運営と事務の効率化を図るため、会計処理システムを初め、事務の統合を図ってまいります。

林業振興対策としての分収造林、流域公益保全林及び森林整備地域活動支援事業につきましては、林家及び高田郡森林組合と連携し、計画的な整備に努めてまいります。

なお、昨年度に創設された、ひろしまの森づくり県民税を原資とする里山林整備や、県土の保全ための環境貢献林整備事業も、積極的に取り組むこととしております。

水産業につきましては、漁業協同組合等と連携して、水産資源の維持増大及び水辺環境の保全を努めてまいります。

商工業の振興につきましては、まず、近くに働く場を確保することが若者定住や農業後継者を守っていく上でも非常に重要であり、また、地域経済の活性化には不可欠な要素です。今後、あらゆる機会を通じて積極的に企業誘致に努めてまいります。

また、安芸高田市産業振興ビジョンに基づき、産業活動支援センターを中心とした市内商工業者の経営安定化研修や商工会の活動につきましても引き続き支援するとともに、高齢者等からの要望が強い福祉支援型の買物需要にこたえるための検討も、今後進めてまいりたいと考えております。

観光・交流につきましては、新たな観光振興方策を模索するため、広島大学と連携し、観光振興ビジョンを策定いたします。

とりわけ、過疎化が一段と進行する中で、定住人口の増加対策を強化することが必要であり、二地域居住対策や男女交流の場の創造など、都市との交流拡大を図ってまいりたいと思っております。

また、防府市などとの交流やニュージーランド・セルウィン町との国際交流などについても、継続してまいります。

以上、平成20年度本予算の編成、提案にあたりまして、私の所信の一端を申し述べさせていただき、施政方針とさせていただきます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。ありがとうございました。

これをもって、施政方針表明を終わります。

○松浦議長



この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時54分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについて

○松浦議長 日程第4、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 日程第4、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

本年9月30日をもって任期満了となります美土里町の高田幸雄委員の後任候補者として、美土里町の小谷啓佑さんを推薦するものでございます。

小谷啓佑さんは、平成15年から現在に至るまで、美土里町B&G海洋センター所長を務められており、スポーツ交流や青少年育成活動を中心に、積極的に取り組んでこられました。

さまざまな人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方として、人権擁護委員に適任であると判断し推薦するものでございます。

よろしくご審議の上、適当なるご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

これより諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

本件は、これに同意することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについて

○松浦議長 日程第5、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

本年9月30日をもって任期満了となります吉田町の上田隆之委員の後任候補者として、吉田町の津賀山一幸さんを推薦するものでございます。

津賀山一幸さんは、吉田町人権啓発推進町民会議の会長を平成16年から平成18年まで、2年間務められており、地域において、啓発活動など、積極的に取り組んでこられました。

人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方として、人権擁護委員に適任であると判断し推薦するものでございます。

よろしくご審議の上、適当なるご意見をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

これより諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○松浦議長 日程第6、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推

薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

本年9月30日をもって任期満了となります、甲田町の浅井澄夫委員の後任候補者として、甲田町の田邊裕子さんを推薦するものでございます。

田邊裕子さんは、平成14年から5年間、甲田町女性会連合会活動の先頭に立ち「愛の一声運動」など、男女共同参画事業に積極的に参加されてきました。

人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただけの方として、人権擁護委員に適任であると判断し推薦するものでございます。

よろしくご審議の上、適当なるご意見をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

これより諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 同意第6号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

○松浦議長 日程第7、同意第6号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第6号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」提案理由の説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市監査委員2名のうち、識見を有する方から選任いたしております上國英登氏の任期が、この6月14日をもって満了となるため、後任の委員として新たに木原張登氏を選任したいとするものであり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

木原氏は、向原町にお住まいでございまして、財務省中国財務局勤務を経て、行政書士として活躍されており、また、安芸高田市固定資産評価審査委員会の委員にも就任していただくなど、人格が高潔で

財務管理や経営管理に関して優れた識見を有する方で、安芸高田市監査委員として、適任であると確信しております。

よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長 以上で提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、さよう取り計らいます。

お諮りいたします。

これより同意第6号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」を、採決いたします。

本件は、これに同意することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時20分 休憩

午前 11時21分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第8 同意第7号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○松浦議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8、同意第7号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第7号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」のご説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市公平委員会委員3名のうち、4年任期であった現委員の澤崎卓兒氏の任期が、この6月14日をもって満了となるため、引き続き澤崎氏を選任したいとするものであり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

澤崎氏は吉田町にお住まいでございまして、現在、社会福祉法人清風会の会長であられ、また、任期中は公平委員会の委員長を務められており、人格が高潔で、地方自治の本旨に理解が深く、人事行政に識見を有する方で、公平委員会の委員として適任であると確信するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○松 浦 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。
この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 異議なしと認め、さよう取り計らいます。
お諮りします。
これより同意第 7 号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」を、採決いたします。
本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 異議なしと認めます。
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第 9 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について

【平成 19 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 6 号）】

○松 浦 議 長 日程第 9、承認第 1 号「専決処分した事件の承認について」平成 19 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 6 号）の件を議題といたします。  
提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 承認第 1 号「専決処分した事件の承認について」のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 19 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づいて報告し、議会の承認を求めます。

本件は、繰越明許費の追加を行ったもので、美土里町旧小学校跡地整備事業費の一部、259 万 8 千円を平成 20 年度に繰り越すものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長 承認第 1 号、平成 19 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、要点を説明させていただきます。

このたびの専決によります補正につきましては、繰越明許費の追加を行ったものでございます。

補正予算書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

美土里町旧小学校跡地整備事業、生桑地域活動拠点施設駐車場整備工事につきましては、平成 20 年 2 月 5 日に契約をいたしましたけれども、寒波によりまして、積雪の日が続き、2 月中に工事に着手することができず、予定工期が不足する事態となりましたことから、工期を 4 月

30 日までに変更し、事業費の一部 259 万 8 千円を平成 20 年度に繰り越すものであります。

なお、この工事につきましては、予定どおり 4 月 30 日までに完了いたしております。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○松 浦 議 長

これをもって、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第 1 号「専決処分した事件の承認について」平成 19 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 6 号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第 10 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○松 浦 議 長

日程第 10、承認第 2 号「専決処分した事件の承認について」（安芸高田市税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、浜田一義君。

○浜 田 市 長

承認第 2 号「専決処分した事件の承認について」のご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年 4 月 30 日に公布・施行されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容としましては、法人市民税において収益事業を行わな

い社団法人または財団法人を非課税とする措置と、固定資産税において省エネ改修をした住宅について、固定資産税を減額する制度が創設されたことに伴う申告手続きなどの規定を整備したものでございます。よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

承認第2号の要点のご説明を申し上げます。
あらかじめ説明資料をお配りしておりますけれども、このたびの改正につきましては、公益法人制度改革に伴いまして、法人市民税の課税対象の見直しと、固定資産税の軽減措置についてが主なものでございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。第23条、第31条関係の改正ですが、法人市民税に関するものでございます。

主な内容につきましては、法人でない社団、または財団で収益事業を行わないものについては、非課税とすることとし、課税対象になる場合は最低税率の均等割を適用するものでございます。

加えて、地方税法等の改正に伴いまして、文言の整理を行っております。

次に、第32条でございますが、個人市民税の均等割額の減税について規定したもので、軽減額の端数処理について100円未満を切り捨てることとしておりました。

このたび端数処理を行わず、算出額を控除することとしたものでございます。

第36条の2第6項、市民税の申告について、年金保険者から公的年金等の源泉徴収票を電子情報処理等により受けた者に対し、申告にあたって、源泉徴収票、またはその写しを提出させる規定を設けたものでございます。

第48条、第50条の改正でございますが、先ほど第23条の改正で、法人でない社団または財団で収益事業を行わないものについて、非課税としたことについての文言整理でございます。

法人等としていたものを法人とし、等を除いたものです。

続いて、第54条また第131条は、固定資産税の納税義務者、特別土地保有税の納税義務者の規定でございます。独立行政法人緑資源機構が解散いたしまして、その事業の一部が森林総合研究所に承継されることに伴いまして、納税義務者の規定の整備と文言整理でございます。

附則第7条の3第3項の改正につきましては、住宅借入金等特別控除の申告手続きにかかる規定の整備でございます。

附則第10条の2第1項から第7項の改正につきましては、地方税法において新築住宅等に対する軽減措置が平成20年4月1日から2年間

延長されたこと等に伴う文言整理に加えまして、住宅の省エネ改修を行ったものについて、翌年度の固定資産税を3分の1に減額するという制度が新たに設けられたことによりまして、その申告手続きを新たに加えたものであります。

対象期間、改修内容等につきまして、改正内容欄に記載させていただいているとおりでございます。

なお、平成20年度課税分から適用としておりますが、省エネ改修の軽減措置については、平成21年度課税分から軽減を行うものとしております。

附則第10条の3の改正につきましては、地方税法の改正による条項移動に伴います文言整理であります。

附則第20条の改正は、未上場・譲与・未登録の会社、いわゆるベンチャー企業といわれているものの株式を譲渡したことによりまして、譲渡所得を2分の1とする制度を廃止したものでございます。

施行は、いずれも平成20年4月30日でございます。適用は平成20年度課税分からとなります。

なお、4ページ以降につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、要点の説明を終わります。

○松浦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

課税対象がかわってくるということですが、先ほど部長が言われた分には、新旧対象の条例文書の中に、今年だけでなく来年から課税対象とする。翌年度分の税額から、説明資料の2ページですよ、平成20年度課税から適用で、施行日は4月30日から。ただし、説明ではこの省エネに関する分は来年度からと言われましたが、この条文の新旧対照表の中に、そのところがうたわれているんですか。

今、説明書ばかり目を通していましたが、それでなかったら、またそこをつけるようになるんですか。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

ただいまのご質問ですが、説明資料の2ページ、附則第10条の2、先ほど省エネ改修を行った場合の減額措置が創設されたことに伴います申告手続き、またはその規定の整備及び税法の改正による文言の整理のところであると思います。

この件につきましては、14ページの下段になると思いますけども、新旧対照表の7項で、法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅等と文言が書いてあります。

右側に7項として「改修工事が完了した日から—」と、こうなっていますけども、それを改正いたしまして、7項を新たに創設をして

省エネ住宅改修としてそこに明言をしたということになっています。
以上です。

○松浦議長

19番 岡田正信君。

○岡田議員

それはそのとおりですが、今の2ページ説明のときに、施行日が平成20年4月30日と、こうなった場合には、翌年度から対象部分も含むような表現になるじゃないですか。

翌年度分の課税から6項に3分の1を減額するとうたってはあるんですが、その下に施行日は平成20年4月からということになると、あわないのではないですか。

何か、附則で規定をうたっていないと、言っていることと相反することになりはしないですか。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

この施行は4月30日に専決をさせていただいたということですが、原則的に20年の新築、省エネ改修等を行います。

そうすると、21年度から固定資産税ですから、課税をしていくという形になりますので、ただ、その建物につきましては20年の課税賦課分から対象にしていきますから、税額の減額は翌年度から減額をさせていただき、翌年度の単年度収支とさせていただくという解釈をいただければ結構でございます。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○松浦議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[討論なし]

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号「専決処分した事件の承認について」(安芸高田市税条例の一部を改正する条例)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 承認第3号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例】

○松浦議長 日程第11、承認第3号「専決処分した事件の承認について」（安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第3号「専決処分した事件の承認について」ご説明を申し上げます。

本件は後期高齢者医療制度の創設により、地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月30日に公布・施行されたことに伴い、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めます。

主な改正内容としましては、後期高齢者医療制度の創設により、国民健康保険税として、新たに後期高齢者支援金の徴収を行うことと、国民健康保険加入世帯の異動等における税負担の軽減措置などの整備を行ったものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長 承認第3号の要点のご説明を申し上げます。

国保税条例の改正につきまして、別紙の説明資料によってご説明申し上げますが、先ほど申し上げましたように、その前に配布しております訂正でございますが、7ページ、改正条項の欄の下から2行目、1行目と新附則第15条としておりますが、新附則第15項に訂正をいただければと思います。大変申しわけありません。

それでは、要点のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、後期高齢者支援金を国保税として徴収することになりました。このことと、いくらかの軽減措置を定めるものの改正を、このたびしたものでございます。

なお、改正条項の表現中ではございますが、新第何条と表記しておりますが、新たに条項が設けられたものと、また移行したものでございますので、ご承知いただければと思います。

それでは、1ページをお願いします。

第2条第1項でございますが、国保税の課税項目に、後期高齢者支援金を加えたものでございます。

続きまして、第2項でございますが、基礎課税額、いわゆる医療分になりますが、医療分の限度額が56万円から、47万円に引き下げました。

次に新第 3 項ですが、後期高齢者支援金分の税額算定項目と、限度額 12 万円を新たに設けました。

第 4 項につきましては、項の移動でございます。

続きまして、第 5 条の 2 でございますが、基礎課税額の平等割額について、特定世帯に該当する場合は、5 年間平等割額を 2 分の 1 にすることを設けたものでございます。

特定世帯と申しますのは、世帯の国保加入者が後期高齢者に移行したことにより、1 人のみ国保に残った世帯を申し上げております。

また、特定同一世帯所属者とは後期高齢者医療制度に移行した人を指しております。

続きまして、第 6 条でございますが、後期高齢者支援金分の所得割額の税率を 100 分の 0.5 とするものでございます。

次に、2 ページ目でございますが、新第 7 条です。後期高齢者支援金分の資産割額の税率を 100 分の 3 とするものであります。

新第 7 条の 2 は、後期高齢者支援金分の均等割額の税率を 1 人当たり 2,100 円といたしております。

新第 7 条の 3 につきましては、後期高齢者支援金分の世帯平等割額を 1 世帯当たり 1,800 円としまして、特定世帯につきましては 900 円とするものでございます。

新第 8 条から 4 ページ上段、新第 22 条までにつきましては、この条例改正に伴いまして、条ずれ等による条項移動や文言整理をしております。

次に、新第 23 条第 1 項であります。この条につきましては、国保税の減額措置について規定しております。基礎課税額の平等割額の特定世帯、また後期高齢者支援金分の均等割額、平等割額のそれぞれの 7 割減額、5 割減額、2 割減額の減額額をそれぞれ示しております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

新第 23 条でございますが、2 割軽減の申告義務についての規定でありました。旧来 2 割軽減につきましては、申告をいただいて措置をすることとしておりましたけども、その申告義務が廃止されたもので、新条例では削除いたしております。7 割減額、5 割減額と同様に、職権の適用での対応とさせていただくものでございます。

次に、新第 24 条は条項の移動で掲げております。

新第 24 条の 2 でありますが、この条は減免についての規定でございます。

このたびの後期高齢者医療制度によりまして、扶養として社会保険に加入しておりました 65 才以上の方が、国保に加入することとなった場合、所得割額及び資産割額を全額免除し、均等割額及び平等割額をそれぞれ 2 分の 1 減免する制度を設けたものであります。

新第 25 条、新第 26 条は条項の移動であります。

附則第 6 項は減額判定につきましては、後期高齢者に移行した者を含

めるときに、年金所得の計算で15万円をさらに控除して特例規定を対象とすることとしたものでございます。

附則第7項から10項につきましては、年金所得控除が平成18年度から減額したことによりまして、それに伴います所得計算の軽減措置が18年度、19年度とありましたが、20年度で廃止することになりました。そのための該当条項を削除したものでございます。

新附則第7項から7ページ下段、新附則第16項までの条項は、改正に伴います条項移動と文言整理であります。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、このたびの国保税の課税構成を表にしたものですが、医療給付費分と基礎課税額に当たるものと、後期高齢者支援金において該当条項を記載しております。点線の範囲内、また、医療給付費分の下段のところに、それぞれ条と金額を掲げております。それぞれが今回の表にあらわした改正点でございます。

施行はいずれも平成20年4月30日で、平成20年度課税分からの適用になります。

なお、医療給付費分、後期高齢者支援金分につきましては、本定例会に税率の改正を、7月に本算定でございますので、また提案させていただくためにただいま準備をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、9ページ以降には、新旧対照表を添付いたしております。ご参照いただければと思います。

以上、要点の説明を終わります。

○松浦議長

これをもって要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

ご承知のように、この後期高齢者医療制度は、これくらい国民の不評をかっている制度はないんです。まだ、そうした中で、国会の方でも現在のままで、この制度が進んでいくのか、進められていくのか、これもわからないというような状況でございますが、これを、こうした末端の行政においては、医療の関係でありますから、休みなくやっついていかなくてはいけないということの立場から、非常に苦境といいますか、難しい場面でありながら、この制度によって医療を進めていくということになるわけでございますが、問題はこの対象になる方々に対する周知をどのような形でやっていかれるのか。

普通のこれまでのいろんな制度改正等は、広報紙をもってされるといったようなことではございましたが、何分にも複雑怪奇とまでは言いませんが、複雑な制度でございますので、なかなか十分承知して、この制度によって、当事者も利用になっていくというようなことになり得ないというような場面も想定をされるわけでございます。

そういう場合には、何といたしましても、担当部署・当局においては、よほど慎重に、この運用をやっていただきたいという面もございます。

そこらを含めまして、当局の考えを聞かせていただきたいと思えます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

ただいまのご質問でございますけれども、確かにこの後期高齢者医療制度は、市民はもとより国民からの支持をなかなか得られがたいというのが現実でございます。

この件につきましては、行革の一環として医療適正化という形の中で、医療費の縮小というのが一つの大きな目的であろうと、このように思います。

この、医療と介護の一つの接点の中で、医療をいかに安くして介護の方でどのようにカバーするかというのが今後の大きな課題だろうと思えますけれども、一つは目的としましては、少子化によります高齢者の率の増大ということだろうと思えます。

国の定めた法律でございますので、手法についてはなかなかご意見を述べることはありませんが、現場の先ほどご意見をいただきましたように、事務の方は大変煩雑になっております。

ご承知のように、医療の制度そのものを今国の方でも、いろいろ軽減策とか税の減額、税の軽減、またそれぞれの対応とか、継続審議をされているような段階であると思っております。そのためにも、このたび、うちの方でミスをしてこの保険料を過誤納入していただいた方には大変ご迷惑をかけたような形でございますけれども、そのようにそれぞれ軽減ひとつにしても、その年齢の対応によってそれぞれ家族構成等によりまして、それぞれ減額と軽減とがございます。事務の担当の方が大変整理をして市民に今後説明をしていかななくてはなりません。広報等では一昨年からいくらかさせていただいておりますけれども、字の解釈をしていただく、失礼ですが75歳以上の方にこの解釈をしていただくような文面等も勉強をさせていただかなくてはならないと思えます。

また、3月の末には、市民の対象者の方を6地区に分かれまして、説明会を開きましたが、なかなか正直言ってわかったよというのは、はっきり言って難しい、2遍も3遍も説明をしていかななくてはならないと思えます。

それぞれの方には、団体などの方には勉強したいから来てくれということに継続して説明会を開いております。その節には声をかけていただければ職員の担当者の方も出向きまして、お時間をいただきまして説明会を開くようにさせていただきます。

ただ、軽減措置にしても減免措置にしても、今流動的になっており

ますけども、それが変わった場合にまた説明を繰り返していくような形もあると思いますので、ある程度見切りをつけたときも必要と思います。

いろいろご意見をいただいておりますけども、担当部としましても後期医療制度につきましては、市民の方に重々周知をいただくように努力をしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

今、亀岡議員が言われたことと同様ですが、これは2年前に強行採決でなった件でございます。

我々も勉強不足の面もありましたが、この分は政府がやったことですから、我々、市としても仕方がない部分があると思いますが、天引きということで、市民は強制的に、75歳以上は天引きになっております。そこらを個々に……また変わっております。

与党の中でも考え直さなくてはいけない。野党は当然でございますが、その中で流動的に変わっております。それを市民の方に説明するのもあやふやで我々が聞いても、まだ理解ができないということで、市民の方はなお一層できないと思います。

そこらは今答弁をされましたが、そこらをやっぱり天引きでございます。お金でございますので、わかりやすく説明する義務がありますので、その点をよろしく申し上げます。

また、どういう考えか、再度お聞きします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

この医療費、また保険料の徴収につきましては、今、ご意見をいただきましたように、年金から差し引く特別徴収、また、それぞれ一件ごとにいただきます普通徴収がございます。

特徴的な一つのご意見、年金から差し引いて保険料をいただくということになりますと、一つは後期高齢者医療制度が連合で組織されておりますけども、安芸高田市に来る支援金の国庫保険料の負担金が、例えば100万円来た場合に、徴収で90万となった場合に、10万円は足して100万円を納めなくてはならないという形で、連合のほうには100万円は保証されるべきものでありまして、私の方も先ほど言っていたように、徴収率も今後の大きな課題になるように思います。

そういった意味では、担当の方では、特別徴収というのは固く徴収ができるという形でありますけども、そうは言いまして、先ほどご意見をいただきましたように、特別徴収でありますし、年金から差し引くという一つの施策でございますから、当然今後この差し引く方については、ご説明を十分案内等も申し上げてまいりたいと思います。

ただ、今、国の方もいろいろ9割減とか、やっておりますので、こ

の間説明した、こうじゃなかったか、また今さらというちょっと流動的なこともありますので、そこらもある程度おおよその見通しがつきましたらまた説明等をしてまいりたいと思います。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

19 番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

きょうのこの説明資料で、何点かお伺いしますが、1 ページの特定世帯というのが新たにできるわけですよ。今の社会保険に入っておられて75歳になると、どの保険に入っておろうと75歳になると、後期高齢者に……いいや入る入らんと言われないうちに、入れられるわけですよ。

それで、安芸高田市の4月1日からの実施に向けての天引きといえますか、年金から差し引くのを10月までやってはいけないのを間違っ

てやられて、お詫び状を出されたという経過があるわけです。今、部長が言われたように、政府の方もどういことにしようかということ今いろいろとやりようするわけですよ。それは、連合で広島県が一つにくくられて、そういう制度が、法律ができたから、各自治体はそれに従ってやれと言われているが、途中で国の試算が変われば、全部それをやり直さなければならない。

それで、一つのソフトの例えば入力を1ヵ所いらうのに、経費がどれくらいかかるのかまずお尋ねするのと、先だってお詫び状というのも、これに関係するんですね。間違っことは実際、末端の自治体の職員がこういうようにする人は誰もおらんですよ。ソフトに基づいて、うちはどこのソフト会社へ依頼をしているかは知りませんが、ソフト会社へ依頼したことによって、職員がそれに基づいて、世帯がどうなるか入力するわけですよ。それで、間違えたときには職員の方がまことに申しわけありませんでしたと言わなければならない。

こんな制度は、やっぱり、準備不足ということで断ったらどうですか。まだ、うちの自治体は完璧なものができていないと。入力する状況がないので待ってくださいと。それは4月からスタートしたのだから、もうそんなことはできやせん。私はそうは思わんのですよ。

今31自治体、市町村が4月1日から準備不足だから待ってくださいと厚生労働省に言ったわけですよ。準備ができていないならしょうがないという答弁が、答弁というか、新聞記事に載ったのだから答弁ですよ。いまだにうちの自治体はやりよったが、ようわからんことがいっぱい出てくると。

あこの世帯は、そういうようになっていたが、高齢者の75歳の方は今おってないと。通知が正しくつながらんということがあったら、正しいソフトの、原盤はできんでは。ちょっと待ってくださいということではできんのですか、お伺いいたします。

○松 浦 議 長

ただいま審議中でございますが、13時まで休憩といたします。

午後 0時05分 休憩  
午後 1時00分 再開

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
午前中の岡田議員の質問に、答弁を求めます。  
市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

先ほどのご質問でございますけれども、特定世帯といいますのは、ご承知のように75歳の方と、75歳未満の方の一つの世帯の方で、75歳のこの制度によって、後期高齢者医療の方に行かれます。残った方が国民健康保険のほうに入られるということだろうと思います。

それに対しまして、先ほどご説明させていただきましたけれども、7割減、5割減、2割減とあるわけですが、今、国の方で、まだまだ審議をされているのは、9割減を設けようかというような、いろいろそこらの軽減策を講じられていると考えております。

そういった意味で、まだ私の方で不透明なところもございますので、そういう軽減措置、減額措置といいますか、またこの場ではっきりご説明をできないところもございます。

この制度が否かということもあるかと思いますが、国の一つの考えとしましては、国民皆保険制度という、すべての方が保険に入っていたと、将来にわたっての医療制度というものを何らかの形で保障していくという、この制度だろうと私は解釈をしております。

その制度が、今のところ国の定められた期間の中で、末端の市町に下りてまいりますので、私の方はその制度に沿って、この制度を開始させていただいたのが現状でございます。

準備の点もいろいろありまして、一度ご説明をさせていただいたと思いますが、本市におきましては大体、約六千八百名程度の後期高齢者へ移行される方がおられると思います。そのうち千何名の方が、極端に言えば、先ほど言いましたように、10月から普通徴収という形に入ってはいけないのが入って、このたびご迷惑をかけたところであります。

チェックを重ねたなかで、こういったことが起きて大変申しわけなく思いますけれども、そういった点では準備が不足していたと思います。大変ご迷惑をかけたと思っております。

この制度につきましては、国の制度でございますので、私のほうでは、この制度を目的に沿った形で推進を、施策を実行させていただいたというのが現状でございます。

この準備に、後期高齢者制度が始まりましたので、その制度だけの改正のシステム改修とはいきませんので、いろいろ先ほど言いましたように、税の方から今の老人医療制度の廃止から、いろいろございますので、大体今のところ1億2,500万弱の経費を必要としておりま



す。そういった段階であります。

この国保保険のほうは、先ほど説明しましたように、そういった形で残った方、また新たに国保保険制度に入られる方の税の軽減と減額の改正をさせていただいたと、このたび専決をさせていただいたということであります。

老人保健の後期高齢者の保険料は、先ほどご説明いたしましたように、10%がこの保険料を集めて、あとの40%が、先ほど国民健康保険のほうで専決しました支援金というのが新しく出てきましたから、その40%部分をこのたび4月30日に専決をさせていただいたという形であります。

あとの、国の補助金と県の補助金と、市の持ち出しという形で、後期高齢者医療制度を支えていくということになりますので、この制度を本市が使わないということになれば、何らかの形で75歳以上の方を医療で保障しないといけないということになりますけども、その制度に2分の1は補助金をもらう、支援金は残りの40%をいただく、この財源を確保しなくてははいませんが、本市単独で施行するのは難しいと考えます。

したがって、先ほど冒頭に申し上げましたけど、本制度を本市としては尊重してこの制度を開始させていただいたと考えています。

よろしくをお願いします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

部長が答えられたところまでは、私もよくわかるんですよ。ただ、同僚議員も2年前に決めたことを今日国民に徹底するような方策は、国としてはしなかったということは、大もとにはそこがあるんですが、ただ、うちの場合として、どうするかというのは連合が大枠を組まれて各自治体が仕事を、まあ言えばメニューは向こうがつくって、仕事は末端が全部するような制度ですから、議会としても、自治体の職員の方々も、執行部の方もこういう制度そのものがいいとは誰も言っていない。今そういう世論になっていますよね。

それから、政治的な課題をここでする述べることは差しさがありますが、こういう状況だというのは、マスコミを通じて市民の皆さんもよく見ておられますよ。

ただ、だからといって、これを今部長が答えられたように、縦割りの線で来たからこれはよしとするというのは、これまでの行政の態度でそれはよかったと思いますよ。しかし、こういう状況が今日、随分生まれてくると思います。

したがって、連合の枠があるわけですから、本議会の議長と首長の市長が出られるようになっていきますから、そこで喧々囂々（けんけんごうごう）とこういう制度そのものを論じてもらうべきだと思います

よ。

ただ、この議案に対して、こういうことを問うというときには、やっぱり、市民の代表である議会に対してもこういうところに矛盾がある。これがどうあるか、これはどうするべきか、ということを執行部側と議会側と、チェックする側と出すほうという建前になってはいますが、こういうものについては、やっぱり市民に対してはどうなるのかという、こここのところがはっきり示す責任があると思います。

ですから、今制度が始まって支援金の問題が出たから新たにやるということになってはいますが、制度は始まって、こういう矛盾が見つかったときには、待ってくれということができんと私は思わんですよ。やらんというんじゃないんです。やるいう、やらんというんではなしに、法律では決まっていますから、うちの自治体として、こういう矛盾がまだはっきりつかめないところがあるという問題が、うちの自治体だけでなく、どこにもあると思うんですよ。ですから、どこの自治体も今困っている、連合も恐らく困ってっただ。

こういう事態を連合だけで解決するまでに本議会としてどうするかという課題が、もろに今かかっておるわけですから、例え話はさておきまして、間違ったときや、わからないときには、やっぱり、そこを駆けられないほうが無難なんですよね。

市長の考えもひとつ、その点について就任されたばかりではございますが、こういう制度についての考え方ですよね、縦割りの線できたから、こうあるべき、自治体としてしないといけない、法律に基づいて一応自治体もやらないといけんと。しかし、これだけの問題を抱えて、国も今いろいろ国会で問題にしようる途中で、言われたからそのとおりにやらんといけん。

それはそれであって、うちの自治体としてこういう問題がまだ残っているという課題を、本当に明らかにする時間は必要ではないかと私は思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの質問に対し、私の考え方を少し述べたいと思います。

おっしゃるとおりなので、この制度によって一番いけないのは、市民の方々に、医者にかかれないとか、そのような不利益を与えるようなことは非常に困ることなので、現在そういう進行形の中でこの制度が求められています。

こういう矛盾点、国や県に対しても、私のほうからこういう課題があるんだということは申し述べてまいりたいと思っております。

ただ、末端の行政を預かるものといたしましては、どうしてもこの医療というのは大切なものでございますので、このことによって医療にかかれないということが起こらないように、そのことと平行して考えていきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○松 浦 議 長

ほかに質疑はありませんか。

11 番 藤井昌之君。

○藤 井 議 員

この後期高齢者医療制度、それぞれの見方があると思いますけども、国のほうでこの4月から制度がスタートしたわけですが、スタートするまでに国民に対して、対象者に対して説明不足であったということは否めないと思います。

しかし、私もこの間まで国民健康保険運営協議会の委員としても参加をさせていただいていますけども、いわゆる先ほども部長のほうからもありましたけども、これは国民皆保険であると、その制度を維持していくために、やむなく75歳以上対象の方について国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したと。国民健康保険税も昨年度本市にとりましても値上げをせざるを得ない状況で値上げをしたわけですが、このまま推移していけば、今年度も国民健康保険税を上げなくてはならないという状況にもなっているわけなんです。それは何かと言いますと、高齢者の医療費が右肩上がり伸びていっているわけなんです。

したがって、国民健康保険がこのままいけば破綻をするというところからきている。なかなかこの制度について納得はできないものの、ある程度の理解はしないといけないだろうという判断をしております。

特に、広島県の高齢者の医療費は全国でも3番目に位置をするという、定かでないかもしれませんが、そういう高い位置に広島県はいずれにしてもあると思うわけです。

そういったところから、今回県で24市町ですか、広域連合でこういった後期高齢者広域連合というものを立ち上げて保険料の設定されているわけですが、それでは、医療費が低ければ保険料が安くなるのか。これは、先般の新聞報道でもされておりましたが、神石高原町ですか、ここについては医療費が極端に県下では低いということに、したがって保険料も統一でない、低く設定をされているわけですが。

こういったことを考えると、医療費を下げれば保険料は単市・単町でも下がってくるのかというところが、私はちょっと疑問に思うところですが、いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、広島県の高齢者に対する医療費が全国でも上位を占めていると。安芸高田市にとってそれじゃあ、県下で高齢者の医療費がどのような位置にあるのかをお伺いするものでございます。

また、ここの支援金分の新第6条の所得割、7条の資産割、7条の2の均等割、7条の3の平等割、ここらあたりが私も広域連合に参加しているわけではございませんので、資料的にもそんなに事務局としても抱えておりませんのでわかりませんが、広域連合で県下の後期高齢者の保険税をいわゆる各県それぞれ違うわけですが、それぞれ決

めていくわけですが、決め方について、今申し上げました所得割から平等割までの4種類があるわけですが、これは各市町それぞれ一律ではないというふうに私は思うんですね。

ここに掲げているパーセンテージ、例えば所得割が0.5%、資産割が3%、均等割が2,100円、平等割が1,800円。ここらの率も、県下それぞれ統一でないというふうには理解しておりますけれども、そこらの部分が各市町によってなぜ違うのか。

それと、この後期高齢者医療制度がスタートした段階で、舛添厚生労働大臣は、概ねの方については、ほとんど以前よりも保険料は下がるというふうに言われておりましたけれども、新聞・テレビ、それぞれのマスコミ、実際現場で年金から引き落とされる対象者の方、それぞれの意見を聞くと、下がるどころか上がった方が多いということがありまして、その後期高齢者医療制度の運用面については、そういった声を反映し、改善するところは改善をしていくということで、今国のほうでも動いておりますけれども、先般読売新聞とか、朝日新聞の調査によりますと、この保険料は7割か8割くらいは下がっているという、そういう情報も載っておりました。

本市にとって、この後期高齢者医療制度の対象になる方々の、そこらの保険料の割合がどれくらい下がっているのか。

これは、当然県のほうでもいろいろ調査をして出しておりますので、市のほうでも当然わかると思いますので、そこらあたりのご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

藤井議員のご質問でございますが、詳細につきましては、担当課長のほうからご説明をさせていただきたいと思いますが、基本的にはこの保険料につきましては、均等割、世帯割・また所得割、資産割の4つの方式で大体50%、50%の応益応能の、この算出でさせていただいております。

市によっては、この4方式から2方式のところもございますし、それぞれ4方式、2方式をとっておられる町によって、それぞれまた違って来るように思います。

問題は、この平等と世帯割と、資産と所得で何パーセントずつかけていくかによって、それぞれ町の算出金額が違うように思っております。

医療費が高くなったり、安くなったりすると、当然保険料が変わりますかということですが、当然先ほど申しましたように、この保険につきましては、ある程度の1割から3割の保険料を引いた給付の残りを、国・県・市、また、それぞれの先ほど申しました支援金といいますか、各民間の保険の方から老人保健で言いますと、拠出金という形

になると思いますけれども、それがかみ合わせて 100 にして医療給付費として払われるということだろうと思います。

当然、分母が小さくなれば、その割合が低くなるわけですから、保険料のほうも下がってくると。数字上でありますけれども、今の給付の構成からいったら、そのようになってくるのではないか。去年 120 円のものが 100 円になるわけですから、その 20 円のは持ち出し分と保険料の割合はそれに比例して下がってくるように思っております。

神石高原の方ですが、これは当然、交通機関が大変難しいようなところがございまして、医療機関も少ないという町であります。そこらの医療機関を利用されるところが非常に少ないのと、日ごろの予防という一つの力を入れたまちづくりをされているからだと思ひまして、医療費が下がっているところが、負担金が少ないわけですから、今の広域連合との負担と合わせまして、一遍に広域連合の負担に合わせるのではなく、低いところから、ある程度の低いところは、段階的に広域連合の負担の金額にもっていくという形をとっています。

これは時限立法といいますか、段階的な緩和措置として、連合ができたから今年度より措置をされています。今の医療の負担、また、国保の負担でございしますが、私の方が勉強不足でございまして、詳細につきましては、できれば担当課長の方から答弁をさせていただければと思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長

失礼します。

ただいまの質問の中で、税率が各自治体でなぜ違うかということだったと思います。

もう一つは、国保に残っている場合と、後期高齢者に移行した場合とで、上がるのか、下がるのか、その比率はどうなのかという質問であったと思います。

もう 1 点は、県内の医療費で、本市が何番目くらいに位置しているのかという内容だったと思います。

税率がなぜ違うのかということですが、加入者のメンバーで後期高齢者支援金分をまず支払うことになります。支払う額をそれぞれ一律に各自治体に連合の方が請求していくことにして、それを加入している者で払っていかないといけん。そうしたら、加入者の所得の割合は、市内の方の加入者でいうと、もし所得が高い人がいっぱいいたとすれば、所得割が低く済むことになります。我が方の自治体の中の加入者の人の所得が少ない場合は、所得割を上げて率を高くして、所得割額を算出しなくてはならないことがあります。

部長が先ほど説明をしておりましたが、本市は 4 種類の形で徴収をするようにしています。所得割、資産割、均等割、平等割という形で、4 方式で徴収をするようにしていますが、広島市などになりますと、

あそこは良くなるんですが、資産割がないという、所得割と加入者の人数と加入世帯で算出するような方法をとっております。

うちは4方式で所得割と資産割、もう1つが均等割と平等割、これが徴収する全体の額の半々にするように地方税法で定められております。50%を所得割と資産割、残りの50%を均等割と平等割で徴収するという事になっています。

広域連合に納める後期高齢者支援金分をその配分で分けまして、加入者の所得の総額で割って、所得割をいくりにせんといけん、3割をいくりにせんといけんというような形で算出していきます。税率が違うということは、加入者の状況で、各自治体によって率が変わってくるということになります。

保険料は今までと上がるのか、下がるのか、ということですが、低所得の人の場合、試算をしてみますと、後期高齢者に行かれるほうが若干安くなる。若干といっても100円単位くらいの中での差だと思います。所得の高い人は、後期高齢者に行かれたほうが高くなるという状況があります。

その割合はどうかと言われますと、人で随分違うんです。想像できるのは、国保に入られている人は上がる。本市の場合、資産割がありますが、向こうへ行かれますと、所得割と均等割しかないんです。資産割が国保にあります、向こうに行ったら積算台帳から外れますので、向こうに行かれた場合が安くつくという場合があると思います。

率的には、なかなか出せと言われても、人で随分違いますので、それぞれこの人がどうなったか、この人がどうなったかといって計算して比較してみなければ、出ないというところがありますので、今のところ把握もできませんし、しておりません。

県内の医療費は何番目に位置しているのかという質問ですが、保健医療課長の方から説明をしていただきます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

医療費について、ご説明申し上げます。

被保険者に占めます医療費ですけれども、県内で18年度におきまして、8位ということになっております。金額にいたしまして44万4,928円となっております。また、老人保健だけを見ますと、年額ですが84万1,026円ということで、県内18番目になっております。

先ほどありましたように、神石高原町が一番低いということで、35万6千円という金額になっております。

医療費については、以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

今、説明をいただきましたけれども、税務課長の説明の部分でござい

ますけども、個々によってそれぞれ違ってきますから、私はよくわかると思うんです。統計的には出しづらいと。

しかし、先ほどから何名かの議員の方もご質問をされているように、後期高齢者医療制度は中身的にかなり複雑で、我々でさえも余り理解をしがたい部分、それが 高齢者の方にどれだけ理解していただいているかということになると、私はかなり理解をされていないであろうと思います。

したがって、現場的にそれぞれの課題がどこにあるのかということ、やぱり精査をしていくためにも、県の方でも、それぞれの自治体にある程度調査と申しますか、先ほど申し上げましたように、マスコミでさえ個々に調査をしている部分もございまして、自治体としては、本市にとってはどこに問題があるのかということを知る上で、きちっと調査なりしていかないといけないだろうと思うんですけども、また、国のほうでは、さきに言いましたこの制度の運用に関しての改正案というものも言われておりますし、逆にこの後期高齢者医療制度を廃止しようという動きも当然あるわけでございます。

しかし、いずれにしても、このままでは国民皆保険制度が他国と比べて日本の誇るべき国民皆保険制度であろうというふうに思っておりますし、これが破綻をして、それぞれ今 1 割、2 割、3 割の負担で済んでおりますけども、10 割の医療費を支払うということになると、どういう混乱が起きてくるかということでございますので、そこらあたり、今、国としても改善をしようという方向で動いておりますので、本市として、また県の広域連合として、どういったところを改善しなくてはいけないのかという、そこに着眼して前向きにとらえていかなくてはならないだろうというふうに思っておりますので、そこらの見通しを再度お伺いしたいと思います。

税務課長の — いわゆる移行したあとの税額が軽減をされているのか。これは皆さんもご承知のとおり、さきも何回も言いましたように、読売新聞なんかも調査をした結果、7 割か、8 割ですか、そこらは軽減をされているというデータが出ているわけですので、そこらあたりがどういう対象者を基にしたのかということも明確に載っておりますので、本市としての方向性をお伺いしたいと思います。

以上です。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

市民の方に、この後期高齢者医療制度というのは、国のほうも、ある程度今ごろは説明をさせていただいておりますし、マスコミのほうも賛否両論のご意見等も考慮されてきております。

これも、先ほど藤井議員さんがおっしゃられるように、目的は何かということだろうと思います。

少子に対します高齢化時代というものは、必ずやってくると。本市

におきましても、団塊世代がこの年齢に達しますと、逆三角形の人口構造になってまいりますし、その医療を支えるにはどうしていくかというのが、大きな一つの目的であろうと思います。

また、皆保険制度という一つの大きな目的の中で、医療制度が保障されるというこのことが第一の目的であろうと思いますし、この医療制度改革の中には、予防という一つの推進的なものも入っております。この将来にわたる 30 兆円の中の 10 兆円は、後期高齢者に医療費がかかってくるという大きな計算が出ておりますけども、そういった点では、今後、市民の方には機会があるごとにその説明をしてまいりたいし、先ほど他の議員さんへも申し上げましたが、今、担当者のほうも要望があれば、要望があればと言ったら言葉が悪いんですが、それぞれの団体等も研修会を重ねたいというところには派遣をして、説明会にも歩くようにしております。

この制度の助成・緩和措置等も今、国のほうも審議をされるような段階でありますので、また明確になりましたら一報を持って説明会等も開きたいと思います。

この軽減の処置につきましては、それぞれ先ほど税務課長が申し上げましたように、後期高齢者には均等割と所得割という 2 方式によって、税額が決まるようになっております。均等割につきましては 4 万 467 円、所得割については 7.14%、これが問題でありまして、国保の方の所得割のパーセントと今の後期高齢者の 6.4%の差が、所得の多い人は高くなってくると、所得の少ない人は後期高齢者へ行かれると安くなってくるといような、そこらに大きな問題があるかと思います。

軽減措置につきましても、他の市町も県下の情勢を調べまして、またそれぞれ検討してまいりたいと思います。

また、本市としての制度に対するご意見等も、国、またそれぞれ市、町の町長会・市長会等もございますので、そのほうにご意見等も申し上げるように市長の方へも申し上げてまいりたいと思います。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

19 番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

私は、こういう制度は国の枠ではめられるといいながらも、質問で



も伺いましたように、国すら今、どういう方向に進もうかというような、天下の悪法と誰やらが言われましたけども、世界でも75歳を際に、保険制度として、こういう制度は全くない制度を日本政府はとり入れているわけですし、それは国の都合によりまして医療制度が高くなるのも、自分の国の現在の税の使う方向を変えないで維持しようとする。

病気でも受益者負担とあって、今までも介護保険でも国保でも、受益者負担というのを政府がよく言いましたけども、病気をしとって受益者の負担というのは、ありはしません。

医者に行くのが受益者ということはありませんのですが、そういう政府の流れがこういう制度をつくっているわけで、根幹はあるわけです。

末端の自治体の方は本当に困っておられるし、市民と接触するのに、ああでもない、こうでもないと言わないといけない。

市民は、年金から天引きされるという制度に一番怒りを感じておられるし、高額所得の方も、年金の方も、低年金の方も、皆こういう制度は改めてくれという状況の中で、いかに国が法律を決めて地方自治体が条例をつくらんといけん、専決処分しなくてはならないという状況の中でも、私は反対いたします。

以上です。

○松浦議長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第3号「専決処分した事件の承認について」(安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 承認第4号 専決処分した事件の承認について

【平成20年度安芸高田市老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)】

○松浦議長 日程第12、承認第4号「専決処分した事件の承認について」平成20年度安芸高田市老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第4号「専決処分した事件の承認について」ご説明をいたします。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 20 年度安芸高田市老人保健特別会計暫定補正予算(第 1 号)を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づいて報告し、議会の承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出暫定予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,548 万 7 千円を追加し、暫定予算の総額を、歳入 4 億 8,028 万 4 千円、歳出 5 億 1,996 万 5 千円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金 1,115 万 5 千円、国庫支出金 3,622 万 1 千円、県支出金 811 万 1 千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金 3,066 万 7 千円、前年度繰上充用金 2,482 万円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

承認第 4 号「専決処分した事件の承認について」要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 19 年度安芸高田市老人保健特別会計の当該年度におきます歳入に、2,481 万 9,587 円の不足が生じたため、地方自治法施行例第 166 条の 2 の規定によりまして、平成 20 年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算の歳入を繰り上げてこれに充てるものでございます。

歳入でございますが、8 ページ、9 ページからご説明を申し上げます。

1 款 支払基金交付金、1 項 支払基金交付金、1 目 医療費交付金、2 節 過年度分の 1,115 万 5 千円、2 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、1 目 医療費負担金、2 節 過年度分の 3,622 万 1 千円、3 款 県支出金、1 項 県負担金、1 目 医療費負担金、2 節 過年度分の 811 万 1 千円のそれぞれの増減額につきましては、平成 19 年度分の医療費にかかります精算によります増額でございます。

続いて、歳出でございますが、10 ページから 11 ページをお願いいたします。

3 款 諸支出金、1 項 償還金、1 目 償還金、23 節 償還金利子及び割引料の 44 万 4 千円につきましては、平成 19 年度分の事務費に対します社会保険診療報酬支払基金からの交付金の精算に伴います返還金でございます。

続いて、同じく諸支出金の 2 項 繰出金の 1 目 一般会計繰出金、28 節 繰出金 22 万 3 千円につきましては、安芸高田市負担分としまして、平成 19 年度一般会計からの繰出金を精算いたしまして、超過分を一般会計へ還付するものでございます。

続いて、4 款 前年度繰上充用金、1 項 前年度繰上充用金、1 目 前年度繰上充用金、22 節 補償補填及び賠償金の 2,482 万円につきましては、これをもって冒頭申し上げました前年度の歳入不足を精算するものでございます。

以上、要点のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○松 浦 議 長

これをもって要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第 4 号「専決処分した事件の承認について」平成 20 年度安芸高田市老人保健特別会計暫定補正予算（第 1 号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 3 議案第 83 号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理  
条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案第 84 号 安芸高田市地区集会所設置及び管理  
条例の一部を改正する条例

日程第 1 5 議案第 85 号 安芸高田市特別職の職員で非常勤の  
ものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改  
正する条例

日程第 1 6 議案第 86 号 安芸高田市手数料条例の一部を改正  
する条例

日程第 1 7 議案第 87 号 財産の無償譲渡について

日程第 1 8 議案第 88 号 財産の無償貸付について

○松 浦 議 長

日程第 13、議案第 83 号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の  
一部を改正する条例」の件から日程第 18、議案第 88 号「財産の無償貸付

について」の件まで、6件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第83号から議案第88号までの提案理由について、ご説明を申し上げます。

最初に、議案第83号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございます。

本案は、八千代病院グループの中核会社、富士メディカル株式会社が建築中の日韓友好親善刈田地域まちづくりセンターを、今年22日に八千代病院から本市へ寄贈いただくことになっているため、寄贈を受けた後、直ちに使用できるよう、条例の一部を改正するものでございます。

日韓友好親善刈田地域まちづくりセンターは、昨年8月に富士メディカル株式会社、土師・勝田地域振興会及び安芸高田市の三者で、八千代町刈田生活改善センターを建替え、完成した後は安芸高田市へ寄贈していただく旨の覚書を締結し、本年1月16日から建築に着手されております。

建物の構造は、木造平屋建て・カラー鉄板葺で、建築面積が400.9平方メートル、床面積が390.64平方メートルでございます。

次に、議案第84号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございます。

本案は、昨年度より取り組みを進めてまいりました地区集会所の地元移管について、このたび太郎丸集会所ほか7つの集会所で無償譲渡の手続きが終了したため、条例の別表から削除するものでございます。

次に、議案第85号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

本案は、非常勤特別職に新たに2つの職を設置するため、必要な改正を行うもので、教育委員会において小学生を対象に学力向上支援を行うため、市内の小学校に学習補助員を設置しようとするものと、産業建設部において大規模小売店舗立地法に基づく意見の形成に資するための協議会を設置し、委員を置こうとするものでございます。

次に、議案第86号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」についてでございます。

本案は、戸籍法及び住民基本台帳法の一部が改正され、関係省令と合わせ本年5月1日から施行されたことに伴い、安芸高田市手数料条例について、関係部分の条項の整理を行うことと、農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業の手数料4件を新たに定めるものでございます。

次に、議案第87号「財産の無償譲渡について」でございます。

本案は、議案第84号及び議案第88号と関連してありまして、地区集会所として規定しております集会所のうち、手続きが整った8つの集会所

所建物を、地域の財産として有効に利活用していただくため、地元へ無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第88号「財産の無償貸付について」でございます。

本案は、議案第84号及び議案第87号と関連しておりまして、地元へ無償で譲渡する集会所のうち、用地が市有地である7つの集会所について、土地を譲渡先の自治会等に無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、6議案について、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑があれば、議題名を指定して、一括して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

8番 塚本近君。

○塚本議員 議案第85号、報酬の関係でございますけども、先ほど市長さんが所信表明の中で、モデル的に小学校3・4年生を対象に3校というようなお話がありました。

どのような方法で、また3校はどの学校か、もう少し詳しくその点についてお伺いをします。

○松浦議長 答弁を求めます。

教育参事、永井初男君。

○永井教育参事 塚本議員のご質問に対してお答えいたします。

先ほどありました学習補助員でございますが、今年度につきましてはモデル校を指定ということで、市内13小学校のうちの3小学校を指定したいと考えております。学校名は、吉田町にあります、可愛小学校、八千代町にあります根野小学校、甲田町にあります小田東小学校の3校でございます。

もう少し具体的に申しますと、市長の方針を受けまして、とりわけつまり大きくなります小学校の中学年、3年生・4年生を対象にしまして、学習の補助、それから放課後におきます家庭学習の支援、それから学級担任、職員の事務軽減、この3つを主な柱としまして、3・4年生に学習補助員という形で、各校1名、計3名の配置ということで考えています。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

8番 塚本近君。

○塚本議員 お聞きしますと、モデル校ということで市長さん、これ多分、単市の単独事業といいますか、そういう事業なんでしょうか。それとも、県のそういうような事業なのか、その点をもう少し伺います。

それから、所信表明にあります、細かな指導支援や補足的な指導、家庭学習の基礎・基盤づくりとかいうように非常に理解しにくいような表現が、私にはそういうふうにとれるんですね。

現場のことが十分つかめていませんので、それ以上のことは言えませんが、例えば家庭学習の基盤づくりというような表現をされておりますけれども、それは実際どういうようなことなのか、もう少しそれぞれ指導支援の内容をお聞きいたしたいと思います。

○松浦議長

教育参事、永井初男君。

○永井教育参事

家庭における学習ということで申しましたら、議員が既にご承知のように、現在安芸高田市内の小中学校の学力の状況というのは、概ね県平均を上回っている。あるいは、県平均並みという現状でございます。

ただし、近年、家庭環境におきまして、子どもたちがなかなか家に帰って学習をするような環境にない家庭というのも出てきておる現状でございます。

例えて言いましたら、育児放棄といった関係でありますとか、あるいは、最近共働き家庭が多くなることによって、夜遅くまで子どもたちだけで家庭で生活をする。そういった子どもたちがなかなかやはり、家庭での学習が定着しない。

そのことによって、先ほど申しましたように、とりわけ四則計算といいますが、掛け算でありますとか、割り算でありますとか、小数点、あるいは分数の問題、これは算数あたりでございますが、こういった中学年になる学習内容あたりからつまづきが見られて、それが、そのまま大きい場合は中学校に入学してもいわゆる分数の計算、少数の掛け算・割り算ができないというような状況の中で、それが当然また、高校への進学へも影響するようなこともございまして、現在考えておりますのは、放課後に配置を予定しております学習支援員が、学習の仕方、方法、例えばこういう場合はもう一度教科書をひもといてみなさい、こういう場合は学習をしたノートをみて振り返ると効果的なんですよというふうな、いわゆる家庭で一人で学習をするときの学習方法等について、放課後の時間を利用して、学習補助員が中心に指導をしていくというようなことを考えております。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

8番 塚本近君。

○塚本議員

今年モデル校とあって3校と、将来的にはどのようにして市長さん、来年度以降考えておられますか、その点について伺いたします。

○松浦議長

市長 浜田一義君。

○浜田市長

この学習補助員制度というのは、今家庭内におきましては、県の方も補助制度がございまして、今学校の制度ではございません。

大事な単市事業をしていくわけですが、成果はあると思いますけれども、今後これがどのような成果があるかというのを、このモデル事業に

よって見極めて、今後さらに拡大をしていきたいと思っております。

これは、低学年、3・4年から今度は高学年、中学生と、できるだけ安芸高田市の学校のレベルアップになって、定住化につながるような方向性で考えていきますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

今の件で、さらに詳細を少しお聞きしますが、補助員のいわゆる勤務体制の問題と資格要件、それから、職員の事務軽減の補助ということでございましたが、その対象はどこら辺まで広がるのか、そこら辺についてのご説明をお願いします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

ただいまの今村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、学習補助員の資格でございますが、非常勤特別職としまして、週30時間の勤務を考えております。

それから、いわゆる教職員の事務軽減ということでございますが、例えば、家庭学習に用意するプリント類の印刷でありますとか、あるいは時によれば担任と一緒にあってそういった家庭学習の問題等の作成補助、こういったことも考えております。

そういったことによりまして、担任が放課後、学習の遅れている子どもたちを残して指導する、こういったところが軽減をされまして、担任は次の日、そういった担任をしているクラス全体の授業の準備、あるいは教材研究にあたる時間が捻出されるものというふうに考えております。

あわせてもう1点、落としましたが、資格でございますが、この学習補助員につきましては、いわゆる教員免許証の資格の有無を問わないということで考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

2番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員

この制度は確かに評価をされるというふうにも思います。

ただ、心配なのは、果たしてモデル校としてやって、成果が上がらなかったからやめるということになる場合に、そこらの対応はどのようにお考えか。長期的にモデル校としてやられるのか、そこらの見通しをお聞かせ願いたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

ただいまの宍戸議員のご質問にお答えいたします。

3校のモデル校を考えておりますが、中学年というのは先ほどから説

明をしておりますように、つまずきが大きくなる学年ということでございますが、現在県が実施しております基礎基本定着状況調査というのがございます。これが5年生の段階で小学校のほうは、算数、国語の2教科について実施をするわけでございますが、県が実施します基礎基本定着状況調査の結果で、ひとつのこの事業の成果の有無というものを評価してまいりたいというふうに考えております。

合わせて3校を指定した理由というのは、それぞれございますが、これまでの学力調査によりまして、学力に課題がある学校、あるいは、もう一つは先ほど申しましたけども、家庭環境において必ずしも恵まれていない児童が多くなって、学校の対応が非常に困難を極めている、そういった学校を抽出して指定をしておりますので、必ず成果を上げないと意味がございませんし、学校との緊密な連携のもとに、この配置をしていただいた学校については、成果が上がるものというふうに現時点では考えております。

したがって、先ほど市長も申しましたように、今後、学校数を広げていく、あるいは長期の事業ということに結びついていきまして、市内のとりわけ、小学校・中学校の学力の向上ということにつなげていきたいというふうに現在のところ強い決意をしているところでございます。

○松浦議長 2番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 成果は、多分いい成果が出ると思いますが、短期間で終わるという一学力というのは、長期的に見て初めて成果があらわれますよね。

そういうところを考えたときに、13校小学校が今現在あります。その当面3校をどういうふうな形で継続し、モデル学校数をふやしていこうとされるか。

そしてまた、学習補助員の身分というのが、果たしてそれでいいのかという心配もあるわけですが、そこらはどうお考えでしょうか。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまのご質問にお答えをします。

基本的に身分ということについては、常勤の職員で雇用するのが一番安定した形で、来る人も学校の方も安定できるだろうと思っておりますけども、それだけの財政的な負担というのかなりあるわけでございまして、常勤の職員ということになりますと、免許証を持っている人が一番適当だろうという思いを持つわけでございますが、この安芸高田市内で、それだけのことはなかなか難しいという判断で、せめて、せめて学習補助員として来ていただく方に対する報酬という形で出していきながら、そのことを維持していきたいと思っております。

教育介助員も同じような形でございまして、障害を持っている児童・生徒に対する補助という形でございますが、この分は学習に対する補助という形で、できることなら成果を出しながら継続をしていきたいと思っております。



なお、つけ加えて申し上げますと、小学校の1年生・2年生については、県の方から「はばたきプラン」というのがございまして、学級の人数が多い場合には、そこには分けて授業をするという方法で、県の非常勤の配置がございまして。

5・6年生の場合も1学級の人数が多い場合には、そういう形があるわけですが、中学年の「通のつく間は道の小草も嫌う」という言葉がございまして、一番肝心なところの中学年が抜けているということもあるし、先ほど永井教育参事が話をしましたように、基礎基本定着状況もあることから、成果が出る学年ということで、中学年を想定して市長へお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員 2点ほどお伺いいたします。議案第83号でございます。

これは、先ほど説明がございましたように、八千代病院（メリィハウス）から大変な寄贈をいただいているわけですが、議案書も修正ということで、また新たなものをいただいているわけですが、この修正の内容が、基幹集会所の名称でございます。もとは刈田地域まちづくりセンター、改善したものがそれに加えて、日韓友好親善というような名称になっているわけですが、私はあえて日韓友好がいけないということではなくして、そもそも寄贈いただけるということで、地域といろいろ連携をとって今日まできているわけでございます。

しかし、寄贈ということで本定例会へ上程されておりますし、まだ、一部工事が残っておりますし、6月22日が落成記念か何か予定をされているというふうに聞いておりますけれども、この名称が、今何で、ここで上がってきたのかということなんです。

当初からこういう形の名称でという話があって、行政の方が間違っていたのか。また、そうでなくして、この寄贈の契約という段階になって、このような名称になったのか。その点をお伺いしたいと思います。

それから、先ほどからも出ています、議案第85号でございます。

学習補助員については、もう、今も何名かの議員さんもお話が出ましたように、これは市長の公約にもございましたし、モデル的な形としてまずとりかかるといってございまして、前向きにしっかり成果が残せるように。また、費用対効果も考えて、長期的に継続ができるような、そういったものに取り組んでいただきたいことをつけ加えておきたいと思っております。

さらに、次の本市のひろしまの森づくり事業推進協議会、さらには、本市の大規模小売店舗立地協議会、ここの委員の報酬の日額が提案をされているわけですが、ここの委員の日額としては、ほかの委員会と比較して同額でございますけれども、この二つの委員会の

設置目的ですが、これはどのような目的があるのか。

さらに、この委員会の構成メンバーは、どういうメンバーの方で、何名ぐらいの委員会を設置されようとしているのか。

この点について、お伺いしたいと思います。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長 それでは、まず議案第83号の基幹集会所の名称の問題でございます。

これにつきましては、既に議員の皆様方もご承知されておられますように、八千代病院が事業費といたしましては6千万円という、非常に多額の金額をもって、この施設を建設されて、完成後に市の方に寄贈を受けるものでございます。

これにつきましては、八千代病院、それから寄贈後に主にこれを活用される地元の振興会、さらには安芸高田市ということで、いろいろと協議を進めながらやってまいったわけでありまして。

当初につきましては、いわゆる刈田地域まちづくりセンターということで、仮称でございましたけども、ずっと進んできておりまして、そしてこれでいくという形で私たちも考えておりましたけども、寄贈者の八千代病院の理事長さんの方から、この施設はいわゆる理事長さんの国籍が韓国でございまして、私とすればそういったことを含めてぜひ使っていただきたいということで、名称についてもご配慮いただきたいという強いご意向がございましたので、そういった理事長さんの思いを酌ませていただいて、急遽差し替えということになったわけでございます。

それにつきましては、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○松浦議長 引き続き、答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長 次の安芸高田市大規模小売店舗立地協議会委員の日額7千円の今回の一部改正でございます。

ご質問がありました、その上のひろしまの森づくり事業推進協議会委員の7千円につきましては、既にこれは制定をされておるもので、その次に今回一部改正に先ほどの案件を上程させていただいておるということでございます。

この大規模小売店舗立地協議会委員の内容でございますが、設置目的は、大規模の小売店舗の立地に際しまして生じることが予想をされます、交通渋滞でありますとか、交通安全、あるいは騒音等の環境問題等に対して、周辺地域の生活環境の保持をしながら、もって小売業の健全な発展と地域住民の生活の向上に寄与することを目的として、この協議会を設置するということになっております。

これに関します大規模小売店舗立地法が、19年4月1日から権限の事務移譲が行われておりますので、市の方で要綱を昨年4月1日に制定をしておるものでございます。

それで、今年度協議会等の立ち上げにかかわります、委員の日額報酬を一部改正で上程をしたものでございます。

それから、協議会の構成でございますが、まだ構成はこれからのことでございますが、一応5名以内ということで考えております。また、構成メンバーにつきましては、先ほど設置目的に準じた内容で商業・経済あるいは、交通関係の専門、それから公衆衛生・騒音・振動等の専門、それから、建築を含めた専門の方々を中心に構成を考えておるという状況でございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

審議の途中ですが、14時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時26分 休憩

午後 2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど学習補助員のことで永井教育参事の答弁の中に答弁漏れがあり、補足説明をしたいということでございますので、発言を許します。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

先ほど学習補助員についてご質問をいただいたところですが、私の説明の中に、少し誤解を受けるような説明をした部分があると、今反省をしております、若干の補足説明をさせていただきます。

今回3校をモデル校に指定したわけですが、その説明の中で、学力が低い、あるいは家庭教育に課題というふうに申しましたが、3校が必ずしもそういう状況にあるということではございません。

今回は、中学校も含めた19校の学校長からいろいろ意見を求めたり、要望を聞く中で、ぜひ取り組んでみたいという積極的な意思を示した学校、あるいはトータル的に見て、そういった指定をしていくことによって、先ほど申しました、とりわけ県が実施しております5年生段階での基礎基本定着状況調査における効果が期待できるであろうという学校ということで、最終的に3校に絞り込んでおるということでございますので、その点につきましてご理解をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○松浦議長

以上で補足答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

先ほどご質問をさせていただいた件でございますが、日韓友好親善刈田地域まちづくりセンターの件につきましては、先ほどもございましたように、6千万にわたる施設の寄贈でございます。

6月22日が落成記念ということですが、工期が6月13日に多分なっていると思うんです。市として、まだ、未完成の部分は、やるべきとこ

ろがあろうかと思えます。地域の方からもそういった要望もあろうかと思えますが、そこらあたりは、きちんと工期に間に合わせてやっていただきたいと思えます。また、そこらの方向性について伺います。

それと、議案第85号につきましては、ひろしまの森づくり事業は、私の勘違いでございまして、大変失礼をいたしました。また、大規模小売店舗立地協議会につきましては、構成メンバー、また構成人員については5名以内というご回答でございましたけれども、国保運営協議会も20名から9名になっていまして、こういったそれぞれの委員会の定員が大幅に減になっているわけでございます。

これは、財政の問題上やむを得ないということもあろうかと思えますが、しかし、それぞれの委員会の目的を考えたときに、果たしてそういった少ないメンバーで効果が出てくるのであろうかという部分も懸念をされるわけでございますが、そこらあたりどのようにお考えなのか、再度お聞きして終わりたいと思えます。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長 日韓友好親善刈田地域まちづくりセンターの工期を含めて、引渡しまでに間に合うかということでございますけれども、一応竣工し、引き渡しを受けるまでは、八千代病院の方で責任を持ってやっていただくということで進めておりますけれども、私どももいろんな諸準備がございますので、連携をとらせていただいて事業を進めております。

現在の段階では、一応予定をされております竣工式等には十分間に合うというふうに報告を受けております。

以上です。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長 構成員の人員の関係でございまして、ご意見をいただきますように有効なご意見をいただくということで、人員についても十分そういった中では、人員の検討をしていかなければならないというふうに思っております。

先ほどありましたように、他の協議会などの構成の状況も十分に検討させていただきながら、人員については決定をしていきたいというふうに思えます。

ただ、協議会のご意見をそれぞれ専門家からいただくということが主なねらいでございまして、それぞれの分野から出席をいただいて、それぞれの立場でのご意見をいただきたいということもございまして。

そういった意味では、先ほどの答弁でも申し上げましたように、交通関係、あるいは建築関係、環境関係、それぞれの専門家の皆さんの中の構成をということで検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、先ほど5名以内ということにつきましては、現在事務レベルでの検討の段階でございますので、そういったことにつきましても、十分

今後、決定については検討してまいりたいというふうに思っております。  
どうぞよろしくお願いいたします。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

4番 秋田雅朝君。

○秋田議員 学習補助員の件について、くどいようですが、ちょっとお伺いしたいと思います。それで、これは市長さんの施政方針の中でも「確かな学力の充実」ということをいうのが前提だと思います。

それから、私は小学校3・4年生が対象ということはどういうことかというふうに思っていましたけども、答弁のなかではいろいろとつまずきが多くなる3・4年生と、それから基礎基本定着状況テストですか、こういうのが5年生になるというふうになっておりますけども、くどい質問になるかもわかりませんが、成果と課題という感覚でいったときに、あくまでもこのことは、補助員を設置することによって、学力が向上するであろう、そのことが結局設置の成果になるんだというふうに判断をさせてもらっていいのかどうかということが1点と、それから家庭教育支援員との連携を図るということでございますので、もしこれが成果が上がるとすれば、将来的にやはり人数は、成果があると学習補助員もふやしていくという答弁をいただいておりますし、またこれと比例して家庭教育支援員も増加されるのかという点をお伺いいたします。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事 秋田議員のご質問にお答えいたします。

大きく2点あったかと思いますが、1点目、成果と課題ということで言いましたら、私たちも当然最終的には学力の向上ということを考えております。

それは、小学校段階のみならず、先ほども申しましたように、義務教育段階、いかに小学校で学力を定着させて中学校へ進学させるか。これが安芸高田市の義務教育段階の最終的な学力向上ということに、あるいは学力定着ということにつながるということで考えております。それで、具体的に申しますと、大きくは3つほど考えておりますが、1点は学習のつまずきの解消による学習意欲の向上、これが学力向上につながるというふうに現在のところ考えております。

2点目は、先ほども申しましたが、家庭に帰って宿題等を含めて一人で学習をしていくという場合に、学習の仕方、方法が身についているか、ついていないかによって、同じ30分、あるいは1時間学習に取り組んだとしても、大きな違いがそこに出てきます。

したがって、2点目は学習補助員による放課後等を活用した学習の仕方、方法についての指導による、一人で学習するときの学習の仕方の定着ということでございます。

それから3点目は、担任等の事務軽減ということによりまして、主に

は次の日の学習全体の授業の準備、あるいは教材研究の時間を捻出することによって、授業力の向上、これらを総合しまして学力を高めていきたいというふうに考えているということでございます。

それから、2点目の家庭教育支援員との関係でございますが、これは学習補助員とセットということにすることによって、よりそれぞれ独自の授業の効果が絡み合って、より大きな効果が期待できるのではないかと考えておるといことで、ご理解をいただければと思います。

家庭教育支援員につきましては、先ほども申しましたように、主には家庭への訪問等も含めた、あるいは保護者の方との相談等も含めた活動ということ、家庭教育支援員の方では考えておりますので、学習補助員、学校で主に活動をする学習補助員と必要に応じては家庭訪問等をして、保護者との相談等も行う家庭教育支援員とのセットによる効果を期待しておるといところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本6件は、付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第89号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

○松浦議長 日程第19、議案第89号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第89号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、子育て支援を目的として制定しております、安芸高田市放課後児童クラブ条例に、今年度、吉田小学校の余裕教室を改造して設置いたします、第2イルカクラブを追加することに伴い、必要な改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
本件は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



- 日程第 2 0 議案第 69 号 平成 20 年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第 2 1 議案第 70 号 平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 71 号 平成 20 年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 72 号 平成 20 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 73 号 平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 74 号 平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 75 号 平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 76 号 平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 77 号 平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 78 号 平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 79 号 平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 80 号 平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 81 号 平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 82 号 平成 20 年度安芸高田市水道事業会計予算

○松 浦 議 長 日程第 20、議案第 69 号「平成 20 年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第 33、議案第 82 号「平成 20 年度安芸高田市水道事業会計予算」の件まで、14 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議案第 69 号から議案第 82 号までの提案理由のご説明を申し上げます。初めに、議案第 69 号「平成 20 年度安芸高田市一般会計予算」でございます。

本案は、「平成 20 年度安芸高田市一般会計予算」を調整いたしましたので、議会へ上程し、議決をお願いする案件でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、189億8千万円とするものであります。

債務負担行為につきましては、指定管理者制度を導入した施設に係る指定管理料ほか6件の事項について、総額32億5,480万円を限度額とした債務負担を設定するものでございます。

地方債につきましては、その借入限度額を17億1,180万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を40億円と定めるものでございます。

次に、議案第70号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、41億7,173万9千円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものでございます。

次に、議案第71号「平成20年度安芸高田市老人保健特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、5億1,996万5千円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、議案第72号「平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億3,226万3千円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、議案第73号「平成20年度安芸高田市介護保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、35億8,959万5千円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、議案第74号「平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4,147万8千円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1千万円と定めるものでございます。

次に、議案第75号「平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、3億7,397万1千円とするものであります。

地方債につきましては、その借入限度額を1億120万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を3億円と定めるものでございます。

次に、議案第76号「平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道

事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、8億2,741万2千円とするものであります。

地方債につきましては、その借入限度額を1億6,930万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

次に、議案第77号「平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億2,233万2千円とするものであります。

地方債につきましては、その借入限度額を7,890万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を3億円と定めるものでございます。

次に、議案第78号「平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、2億4,934万7千円とするものであります。

地方債につきましては、その借入限度額を2,700万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、議案第79号「平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、867万1千円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものでございます。

次に、議案第80号「平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、5億5,544万7千円とするものであります。

債務負担行為につきましては、簡易水道法適化準備・資産評価事務費用について、3,100万円を限度額とした債務負担を設定するものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を3,880万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4億円と定めるものでございます。

次に、議案第81号「平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,060万4千円とするものであります。

一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものでございます。

次に、議案第82号「平成20年度安芸高田市水道事業会計予算」でご

ございます。

予算第3条は、水道事業の経営活動に伴い発生すると予定される収益とこれに対応する費用を計上したもので、収益的収入及び支出の予定額を2億8,433万1千円とするものでございます。

予算第4条は、施設の整備、拡充等の建設改良費と建設改良に要する資金の予定額で、資本的収入の予定額を3億9,916万7千円、資本的支出の予定額を4億5,847万円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,930万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額979万8千円、当年度分損益勘定留保資金4,950万5千円で補てんするものでございます。

予算第5条に定めます企業債の限度額を1億7,550万円、予算第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものでございます。

次に、予算第7条、第8条の予算の流用については、企業経営の効率的運営のため、収益的支出と資本的支出の間においては、相互に流用することはできないが、各項目間の流用することができることを定めると同時に、予算に定める職員給与費については、他の経費との間で流用ができないことを定めるものでございます。

以上、14議案について、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより一括質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案14件については、議長を除く21名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。

よって本案14件については、議長を除く21名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

議事の都合により、明日と明後日は休会といたし、次回は5日午前10時に再開いたします。

ご苦労様でした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

